

令和 5 年第 1 回定例会の開会にあたり町政運営の所信の一端と各分野における政策の概要について述べさせていただき、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

昨年は新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格・物価の高騰などが、町民生活や事業活動に大きな影響を及ぼし、多方面において厳しい状況が続いた一年でした。新型コロナウイルスの感染拡大が始まって 3 年が経過いたしました。これまで厳しい行動制限などにより、高齢者は外出を控え、人との関わりが少なくなったりすることで、身体の動きや認知機能が低下するコロナフレイルが懸念されています。加えて、子どもたちは成長の過程でいろいろなことが吸収できる大切な時期に、人との交流が制限されるような状況が続いてきました。

しかしながら、町民の皆さまの感染予防に関す

るご理解とご協力で、徐々に日常を取り戻してきていると感じています。国においても本年5月には感染症法上の分類を2類相当から5類へと変更することを表明いたしております。また、文部科学省では卒業式において卒業生のマスクの着用を求めないこととするとの方針を定めました。これでやっと子供たちの前途洋々たる未来へ向かう喜びに満ちた表情を見られることは本当に嬉しい限りであります。

本年が新型コロナに翻弄されることのない1年となることを願ってやみません。

ロシア軍によるウクライナへの侵攻が予想に反して1年が経過しました。連日、子供を含めた多くの命が失われ、武力が生活を破壊する痛ましい情景が連日報道されています。

平和で健やかな世界の繁栄のために一刻も早い収束を願っているところです。

また、昨年度においては令和4年度で期限切れ

となる離島振興法の改正延長に、全国離島振興協議会の会長として参画することができました。恒久法への格上げはかなわなかったものの、都道府県による離島市町村への支援の努力義務化や、時代の要請に沿った国の配慮規定などを多く盛り込むことができました。

令和5年度から始まるこの10年間においては、しっかりと作った仏に魂を入れ、法が目指す離島振興の精神を十分に理解活用し離島が離島のハンディを少しでも克服して行なくてはなりません。

さて皆様ご承知の通り、本年は世界自然遺産登録から30年の大きな節を迎えます。この30年を振り返りました時、ひょっとして屋久島の持っていた良いものが失われてしまったのではないかと感じる場合があります。私もこの島に生を受けて70年余を過ごしてきましたが、屋久島には無言のルールがありました。例えば川を渡るとき

に咳払いをするとか、山で用を足すときには「ごめん・ごめん」というとか、自然のものをいただくときには全部を取るのではなく 1 つは残しておくとか、それらが島人の自然との接し方だったように思います。遺産登録を機にすべてが貨幣経済に飲み込まれてしまったのではないかとの錯覚さえ覚えてしまいます。確かに貨幣経済も重要だとは思いますが、屋久島の価値はそこばかりにはないと思います。世界遺産に登録をされたからと言って、そういった島の魂を変える必要はないと思いますし、またそのようなことが島の更なる価値の向上につながってゆくものと思います。島の本当の豊かさとは何であったのか、何であるのかしっかりと認識してゆかなくてはなりません。

先般 1 月 18 日に行われました世界自然遺産 5 地域会議において各地区の話聞く中において感じましたのは、それぞれがその地の物差しをその地で共有しているということでありました。翻って私たちのこの屋久島は島の物差しを共有で

きているでしょうか。知の巨人たちが、屋久島環境文化村構想にあたり私たちに示唆し求めていたのはこの物差しを定めることではなかったかと、いまさらながらに感じています。残念ながらその物差しを定める前に遺産登録という想像を超えたインパクトが与えられ、その対応に窮してしまい、未だその物差しを定めるに至っていないのが現実のように思います。

幸いに島の内外に島を思っ下さる方が多くいらっしやいます。しかしながら現在のところそれらは、個々の力でしかないと感じています。この個々の力を結集して島の本当の底力を示してゆくことが、これからの屋久島町長の仕事であり、力であります。これまでの経験においても、あまたの町長の中でも屋久島の町長は他と少し違う力をこの島からいただいていると感じることもありました。そのような意味におきましてもその責任の重さを痛切に感じております。

さて、地域創生が言われて久しくなりました。

地域活性化のためには、若者・よそ者・バカ者が必要であるといわれてまいりました（真壁昭夫氏著書より）が、最近ではそればかりではないという論調も多く見かけるようになってまいりました。気が付けば人材は足元にあったということでしょうか。若者はエネルギーを、よそ者は外部視点を、バカ者は突破力を示していると思われませんが、そればかりでは地域コミュニティの中で持続して事を成すことはできないと考えます。経験のない若者、歴史を知らないよそ者、バカで分別のないバカ者を受け入れる、経験のある熟年者、地域歴史を知っている地者、知識があり分別のある利口者が互いに認め合い、協調しあってこそ持続可能な地域活性化が可能となります。互いに尊重しあう多様性が地域活性化の要かと思えます。集落自治の在り方にしても、行政の推進にしてもその視点を忘れることがないように進めてまいります。

今のこの島この町は、多くの先人たちの闘争・

葛藤・汗と涙の上に成り立っています。自らの不明ゆえに先人たちに迷惑をかけてしまったのではないかと思うことでもあります。今私は島の為政者として、これまでこの島の歴史文化を紡いできた先人たちに恥じぬよう、自分たちの島は自分たちで創るという意思を強く持ち、最大の愛郷心をもって本年度も事を進めてまいります。

続いて、令和5年度の予算編成方針及び分野ごとの施策の概要について、説明します。

本町の令和5年度予算については、令和6年度末の完成を目指して、ごみ処理施設整備基本計画に基づく廃棄物処理施設の建設が本格化することから、これまで以上に事務事業の見直しによる歳出削減、長期振興計画等に基づく事業の厳選に努め、継続して財政健全化に取り組むこととしています。さらに、歳入面においても、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類から5類への引き下げが見込まれるなど、経済が正常

化に向かいつつあることから、町税の徴収強化をはじめとする自主財源の確保に取り組むこととしております。

予算の編成にあたっては、廃棄物処理施設整備の円滑な実施とともに、近年、激甚化・頻発化する災害に備えての災害に強いまちづくり、そして、住みよい安心・安全なまちづくりを目指しての集落内道路等の維持補修や危険箇所整備に努めることとして、一般会計当初予算総額を 116 億 5 千万円とし、前年度から 11 億 8 千 6 百万円の増額で 11.3%の伸びとなっております。なお、財政調整基金からの繰入額については 2 億 5 千 4 百 45 万 5 千円とし、前年度比 1 千 6 百 4 万 9 千円の増、6.7%増での編成としたところであります。

歳出の主なものとしましては、普通建設事業費が対前年度比 92.2%の増となっており、廃棄物処理施設整備の影響が大きく、その他、災害に備えたまちづくりのための河川や漁港の整備、補助



事業等を活用しての住みよいまちづくりのための道路、橋りょうの改修等を重点に予算措置を行いました。また、各種団体や個人への補助金や負担金である補助費も増額としております。これは、非常時を除いて島内電力のすべてがクリーンエネルギーでまかなわれている本町が、脱炭素社会の推進に向けて先導的な役割を果たすことを目指して、電気自動車の購入に対しての補助を実施することや、2020年に第75回大会として開催予定であった国民体育大会が、新型コロナウイルス感染症の影響により歴史上、初めての延期となって本年に特別大会として開催される「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」の実施などが要因として挙げられます。

それでは、行政分野ごとの施策の概要について、説明いたします。

はじめに、産業の振興についてであります。ウィズコロナ及び今後のポストコロナ時代に対応した、より一層の対策強化が必要であり、感染症に

より多大な影響を受けた本町産業・経済を回復すべく、疲弊した産業を軌道に乗せる新たな戦略を実行し、労働生産性の向上や島内経済の好循環を図る取り組みを行います。

農業については、青年就農者の確保に向け、国や県の補助事業等を活用し、農業を志す人の就農意欲の喚起と就農定着に向けた取り組みを進めると共に、併せて、老木等の更新や改植のための果樹経営支援対策事業の推進や、果樹苗木の購入に対する補助を実施することで、樹園地の若返りを図り、栽培面積の維持・拡大を図ります。また、営農支援センターの硬質プラスチックハウスを利用して、ぽんかん・たんかんの大苗育苗や、パッションフルーツの育苗に向けた取り組みを継続して行うと共に、果樹試験園については農業管理センター等と連携して、新規就農者の参考となるような、たんかんの栽培試験圃場の整備や、新たな振興作物についての試験栽培を行うこととしております。

畜産については、コロナ禍による価格の低迷からは抜け出しつつあるものの依然として厳しい価格帯でのセリ状況が続いていることから、今後もしも子牛の商品性を高めるための両町営牧場の有効活用を図りながら、畜産農家の所得向上を目指して経費節減に向けた経営指導、関係機関と連携しての定期的な農家巡回による家畜衛生指導を行うことで、飼養技術の向上に努めると共に特別導入事業による貸し付けを行うことで、増頭を推進することとしております。現在進められている、島内における和牛肥育の取り組みに大きな期待を寄せており、一日も早い屋久島牛の登上市場を願っています。

林業については、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林環境税を活用して皆伐地の再造林のための苗木生産補助や、島内産材の活用促進を目的とした住宅建設等に対する補助を実施すると共に、島外での利活用が促進されるよう、国の海上輸送支援事業を活用した輸送費の補助などを行うことにより林業の

振興を図ることとしております。

また、森林資源が豊富な本町で育つ子供たちへの木育の推進及び島内外での更なる屋久島産材の普及・販売促進については、創設から3年目を迎える新生児への木材製品贈呈事業及び幼児や小学生を対象とした「木育インストラクター」普及・啓発事業などの取り組みを推進することとしております。

水産業については、漁獲量の減少や漁価の低迷、漁業就業者の減少・高齢化に加え、燃油価格の高騰など厳しい状況が続いています。

このような状況にありつつも、周辺海域に県有数の好漁場を有して恵まれた海域条件を生かして漁業の再生を図るために、国や県の補助金等を活用して漁港設備の整備や急速冷凍機の導入などのハード面の整備と共に、併せて、だいすき基金の活用による新規漁業就業者に対する研修等への補助の実施など、ハード及びソフト両面から取り組むこととしております。

また、水産物の消費拡大策としまして、トビウオの日本有数の漁獲地である平戸市、新上五島町及び久原本家グループの4者で組織する「九州あご文化推進委員会」において、九州に伝わるあごの食文化等を広げていくためのPR活動を継続して実施していくこととしております。

商工業については、新型コロナウイルス感染症のまん延により、ここ数年大きな打撃を受けており、本町の景気回復にはまだ時間を要することが予想されています。本年度も引き続いて商工業への支援が必要であると考えられることから、商工業安定資金貸付事業などの従来の支援策に加え、国の交付金等を活用した新たな支援事業に取り組むこととしています。

また、新規創業や事業拡大を計画する民間事業者の方に対しましては、「雇用機会拡充事業」として、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用した支援を継続して行うこととします。そして、一層の活用が図られるよう制度の周知とと

もに、適切な執行管理により本事業の目的が達成されていくよう努めることとします。

観光については、ウィズコロナ時代の中、エコツーリズムによる世界自然遺産「屋久島」の価値創造と観光立町を基本理念とする屋久島町観光基本計画に基づき、各種誘客施策に取り組んできたところでもあります。

コロナ禍により交流人口が減少し、本町観光産業に大きな打撃を与えましたが、各種観光需要の喚起を目指した施策の実施により、観光マインドの回復や水際対策の緩和による外国人観光客の受入再開など、観光産業復興に向けた動きが加速化しつつあります。ポストコロナ時代の観光として、コロナ禍を経て変革が進む人々の価値観や行動を的確に捉え、観光資源を最大限に活用して、国内外からの観光誘客を推進することとします。

そして、世界自然遺産登録30周年を迎える記念すべき年であることから、関係機関や団体、観光事業者等と一層の連携を図り、国内旅行者へのア

プローチはもとより、インバウンド獲得のための施策の展開と、外国船籍のクルーズ船寄港への対応のために、多様な関係者による本町ならではのおもてなしの実施や効果的なプロモーションにより町内経済の活性化を図ります。

特に、インバウンド消費は国の景気を後押しする見通しもあることから、町としても離島活性化交付金を活用し、鹿児島空港から直行路線がある東アジアや欧米豪市場の観光PRによる認知度向上とともに、デジタルマーケティングで有益市場とされた台湾市場に向けて、商談会や国際旅行博へ出展して直接PRを行うことにより、個人旅行者や現地旅行会社等に対して誘客促進を図ることとしています。

地域活性化対策としましては、各集落の自主的な地域課題解決への取り組みを支援する、集落の活力アップ交付金や、まち・ひと・しごと創生補助金等により、これまで同様に26集落の自治活動による地域活性化策を後押しします。

移住・定住の促進対策としましては、これまで実施してきた暮らし体験住宅への入居と共に、移住イベントへの出展を積極的に行い、本町の紹介や移住に向けての不安解消などに取り組むこととしていきます。また、定住を望む移住者への初期費用及び家賃の補助を行うと共に、新規移住者の住宅取得や移住費用などに対する補助を行い、移住・定住しやすい環境整備を進めることとしております。その他、鹿児島県の補助事業として、若者が希望する年齢で結婚が叶うよう、婚姻に伴う住宅取得費用や引っ越し費用などの補助を行うとともに、だいすき基金を活用した人口減少対策の事業として、出会いの場を提供する婚活イベントを開催する予定としております。

また、高齢化による交通弱者や免許返納者の増加等、公共交通機関の利用者ニーズの課題解決に向けた取り組みを行うため、屋久島町地域公共交通活性化協議会を設置し、島内での移動手段等について調査を行い、地域の実情に応じた輸送サービスの課題解決策の検討を進めた結果、大きく5



つの課題として取りまとめ、①生活と観光の両輪による利用ニーズに適した交通体系、②地域毎の実情に即した利便性の高い交通体系、③脱炭素型地域の実現に向けた環境にやさしい交通体系を目指すことの大きく3つの基本方針を定め、項目ごとに5つの計画目標と12の実施事業を盛り込んだ屋久島町地域公共交通計画を定めることとして、具現化に向けては交通事業関係者をはじめ、地域住民の意見を取り込みながら進めることとしております。

自然環境対策としましては、本年は屋久島が世界自然遺産に登録されて30年を迎える記念すべき年であります。「屋久島世界自然遺産登録30周年記念事業実行委員会」を設置して、関係機関と連携しながら官民一体となって、記念事業の実施に向けて取り組んでまいります。

また、世界の宝である屋久島を後世に引き継いでいくために、屋久島世界遺産地域管理計画に基づき、世界自然遺産地域連絡会議をはじめとした諸

会議をとおして、遺産地域の保全に係る各種制度を所管する関係行政機関と連携を図ってまいります。そして、国内の世界自然遺産地域を有する自治体で構成する「世界自然遺産地域ネットワーク協議会」については、遺産登録 30 周年に合わせて屋久島で会合を開催することとしております。

エコツーリズム推進については、屋久島憲章の理念に基づいて、屋久島の自然や文化の保全と持続的な活用による地域振興及び観光推進に努めるため、屋久島エコツーリズム推進協議会事務局として、全体構想に位置付ける特定自然観光資源の検討を継続して行うとともに、屋久島観光に訪れる旅行者の皆様に質の高い体験と安心安全を提供できるよう、公認ガイド制度の更なる普及及び拡充に努めることとします。

なお、今年度新たな取り組みとして、更なる CO2 フリーのまちづくりとして、電気自動車の普及加速化策として国・県の補助に上乗せの補助制度を創設して、今後 10 年間で町内自動車の 1

0パーセントの普及を目指すこととしております。

生活環境対策については、水道・ごみ処理・し尿処理・生活排水処理など、安全に安心して衛生的な生活を送ることができるよう取り組むこととしております。

特に、令和6年度末の完成を目指す廃棄物処理施設につきましては、選定委員会を経て整備事業者の決定が行われ、本年度より本格的に工事を進めることとしております。また、新旧施設を空白期間なく稼働させるために、新しい施設の運営管理を行う事業者選定のための発注者支援業務委託を行うこととしております。

ソフト面の対策としましては、近年各集落から多数寄せられる猫に関する苦情への問題解消に向けて、飼い主のいない猫にTNR活動（(T)は捕獲し、(N)は不妊去勢手術を実行して、(R)は元の場所に戻す）の取り組みを実施する地域団体等に対して、その不妊去勢手術費用の一部を補助する

ことにより活動を支援することとしております。

生活基盤・産業基盤対策につきましては、地域住民の利便性及び安全性の向上を目指して、地域経済に寄与する生活基盤の整備と道路環境の維持・補修・美化に努めることとしております。事業実施にあたっては、社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業及び緊急自然災害防止対策事業などの国庫補助事業等を活用した道路、橋りょうの整備と共に、河川の氾濫や土砂災害の未然防止に努めて住民の生命財産を守り、安全安心な生活環境の確保と自然環境に配慮した施設整備を進めます。

また、産業基盤対策としましては、港湾、漁港、農林業施設の整備についても、引き続き年次的に実施していく計画としております。

次に福祉対策であります。福祉の理念は、「だれもが・住み慣れた場所で・自分らしい暮らしができる」サービスの拡充です。

障がい者、高齢者を対象とした福祉全般、子ども子育て支援、母子保健等について、きめ細かで迅速な対応に心がけ、公平公正で身近なサービスの提供により要援護者の支援体制を構築するとともに、地域の繋がりや家族の絆を再認識できるためのしくみづくり、そして、身近で信頼され、安心して相談ができる環境づくりに努めてまいります。

そのひとつとして、本年7月に安房総合センター内に待望久しい未就学児を対象にした子育て支援センターを開設することとしております。このセンターは令和4年度中の開設を目指したところでありましたが、コロナ禍により改修工事等に遅れが生じ、本年7月の開設予定となったものです。今後、「島の保健室構想」の実現に向けて、基幹相談支援センターや各福祉団体が集うフリースペースなども視野に入れた空間づくりを目指します。

また、全国的に問題となっている児童虐待や、本町でも増えつつある見守りが必要な子どもへ

の対応等については、子ども家庭総合支援拠点を中心として、子育て世代包括支援センターや県児童相談所、教育委員会等の関係機関と連携を密接に取りながら、温かい支えと適切な支援に努めることとしています。

健康対策については、健康増進法に基づく健康増進事業として、壮年期からの健康づくりと、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図るとともに、住民の健康増進に資することを目的として、40歳から64歳までの方を対象に、①健康教育、②健康相談、③訪問指導、④歯周疾患検診、⑤骨粗鬆症検診、⑥肝炎ウイルス検診、⑦健康診査・保健指導を行ってまいります。

これらの事業を通して、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚をもっていただき、心身の健康に関する相談に対しては必要な指導や助言を行い、健康管理に関する意識を高めていただくよう努めます。その上で、保健指導が必要であると認められる方やその家族に対しては、保健師や看護

師が訪問し、健康に関する問題を総合的に把握していただき、主体的に生活習慣の改善実践が図られるよう必要な指導を行うこととしています。感染症対策としましては、予防接種法に基づく予防接種については、広域的な疾病の発生防止及び健康の保持増進のため、接種率の向上に努めるとともに、関係機関との連携を密にして健康被害の未然防止に努めることとしております。また、新型コロナウイルス感染症については、本年5月に感染症法上の分類が季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する予定であることから、国の動向等を注視し、適切な対応に努めたいと考えております。

地域医療対策につきましては、町民の健康及び福祉の向上を図り、健やかな地域社会づくりを推進していくために、これまで同様に町内3診療所の安定的な運営に努めます。

栗生診療所においては、医師業務委託を更新し、引き続き町南西部地域を担う医療機関として内

科診療を維持しつつ、特定診療科目の開設については、鹿児島大学病院耳鼻咽喉科に医師の出張診療を要請し、年間 24 回の実施を計画しております。

また、耳鼻咽喉科の診療日に合わせ、口永良部島の出張診療を今年度も受け持つこととしております。

永田診療所においては、鹿児島県から派遣された自治医科大学出身の医師が赴任 4 年目を迎え、引き続き町北西部地域を担う医療機関として内科診療を維持していきます。

特定診療科目の開設については、鹿児島大学病院皮膚科及び眼科にそれぞれ専門医師の出張診療を要請し、皮膚科については年間 24 回、眼科については年間 12 回の実施を計画しております。

口永良部島へき地出張診療所については、常駐看護師 1 名の体制であり、栗生診療所医師の定期出張診療を年間通じて、概ね週 1 回の実施を維持することとしています。また、常駐看護師の負担軽減のため、看護師 2 人体制を模索していくこと



としております。

国民健康保険事業については、令和5年1月末現在、本町の国民健康保険の加入世帯は2,417世帯 前年比90世帯の減、被保険者数は3,749人 前年比178人の減となっています。

令和3年度の一人あたりの医療費は、411,826円 前年度比69,619円の増となりました。令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えから一転して過去最高額となっており、令和4年度も同程度で推移している状況にあります。

さらに、長引く新型コロナウイルス感染症の影響から被保険者の所得の回復が見通せないうえ、被保険者数の急激な減少と高齢化により、保険税収の減少が予測されるため、保険基盤は大変厳しい状況にあるといえます。

このような状況を踏まえつつ、疾病の早期発見・早期治療等による医療費抑制のため、特定健診受診勧奨の強化、生活習慣の改善や重複受診・重複

服薬の減少に向けた保健指導、また、広報誌等による情報発信など、財政健全化のための効率的な取り組みを推進します。

後期高齢者医療事業については、令和5年1月1日現在、町内の被保険者数は、2,070名で前年より10名の減となっております。

制度を取り巻く状況としては、医療保険制度の適正かつ効率的な運営等を目的として、令和2年度に高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のための法整備がなされたところであり、本町においては、今年度に後期高齢者の保健事業と介護保険の地域支援事業及び国民健康保険の保健康事業を一体的に実施できるよう、実効性のある計画を策定し、事業を実施することとしています。

保険料については、2年ごとの見直しであり、令和4・5年度の保険料率改定で、均等割額は56,900円 前回比1,800円の増、所得割率は10.88% 前回比0.5%の増、賦課限度額は66万円 前回比2万円の増となっております。財政運営

は後期高齢者医療広域連合が各市町村からの負担金及び納付金により行うことから、広域連合と連携を図りながら、被保険者が引き続き安心して必要な医療を受けることができるよう適正な運営に努めることとしております。

介護保険事業については、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り自宅で自立した生活が営めるよう、社会全体で支える仕組みであり、第7期介護保険事業計画期の本町の被保険者数と要介護認定者数の推移をみると、平成30年度末時点の被保険者数4,339人、要介護認定者数803人、認定率18.5%に対して、令和2年度末時点では被保険者数4,389人、要介護認定者数779人、認定率17.7%であり、認定者数、認定率の減が見られたことから、自立支援、介護予防・重度化防止への取り組みによる効果が一定程度あったと考えられます。

本年度は、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画の最終年度にあたること

から、基本目標である、①介護予防・健康づくりの推進、②高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり、③地域包括ケアの体制づくりの推進と深化、④持続可能な介護保険事業の推進を掲げて、基本理念の「地域で支え合い、自立と生きがいを目指したまちづくり」実現のための一層の施策の展開とともに、次期計画の策定に向けた基礎資料、国が提供する「見える化システム」等を活用して統計データに基づく現状・動向の分析を行うこととしております。

教育につきましては、教育振興計画の基本目標である【あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり】を目指し、「第3期屋久島町教育振興基本計画」に基づく諸施策を展開します。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、「マスク着用の考え方の見直しについて」に基づき適切に対処していくこととしております。

学校教育においては、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成を通して、発達段階に応じた選択や判断ができる、持続可能な社会の創り手となる人づくりに努めるとともに、併せて、学習指導要領の着実な実施とGIGAスクール構想におけるICT活用によって「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力」を育むこととしております。

また、子供たちが安心・安全に学べるよう、いじめ防止対策や不登校対策を強化します。

学校給食においては、心身ともに成長発達段階にある子供たちの健康の増進と体位の向上を図るとともに、食に関する正しい理解と望ましい習慣を養い、心豊かな学校生活と食育の推進を図ることとしています。

そして、本年度は多子世帯の子育てを支援する施策のひとつとして、小中学校を通じて児童生徒が複数在籍する家庭については、第2子以降の児童生徒の給食費の保護者負担分に対し、全額の補助

を行って無償化することとしております。

社会教育については、町民一人一人が生涯にわたって自己の目標や理想の実現に向かって学び続けることができ、また繋がりや支え合いなど、豊かに生活するための地域社会づくりや絆づくりを目指し、学習機会の情報提供や指導者の育成・確保、社会教育施設の維持など生涯学習基盤づくりに努めることとしております。

また、町立図書室の図書館システムの一層の有効活用に努め、町民の読書意欲の向上に繋げるとともに、図書室の生涯学習拠点化を継続して進めることとします。

スポーツ・レクリエーション事業及び文化事業では、3カ年に渡り中止を余儀なくされてきた各種大会等の実施について関係団体等と協議検討を行い、町民活躍の場、町民融和の場、町民が楽しめる場の再開やその支援に取り組みます。

そして、いよいよ9月に特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体特別大会・O W S（オープ

ンウォータースイミング)競技」が本町で開催されます。日本水泳連盟をはじめ関係機関と、細やかな連携と多くの協力を得ながら、大会を成功に導くため、事務局体制の強化と大会実施体制の構築を行い、開催地としての責務を果たす所存であります。

次に口永良部島の振興策であります。

新船フェリー太陽Ⅱの就航から2年が経過し、安全で快適な運航に努めているところでありますが、コロナ禍においても、車両・物資の輸送については順調に推移しており、今後は利用拡大、口永良部島への誘客を図れるよう、情報発信を行います。

また、光ファイバーの海底ケーブルの敷設が令和4年度で完了し、一部地域を除き、光サービスが提供されデジタルデバイドが解消されつつあり、金岳小中学校でICT活用の教育環境の向上や携帯電話の不感地域の解消など、防災面でも有効利用が図られています。

なお、噴火を経験し、復旧・復興に向けて火山防災施設の整備を検討する必要があり、これを着実に進めるための法や制度、また、噴火の影響は口永良部島内だけではなく、屋久島島内でも火山灰による農業被害が発生していたため、これについても何か対策を進めるための法や制度がないか模索して来ました。

結果として、令和4年10月28日付けで口永良部島が国による避難施設緊急整備地域の指定を受け、令和4年12月7日付けで県による口永良部島避難施設緊急整備計画の作成が完了し、今後は避難施設緊急整備計画の消防庁が所管する「消防防災施設整備費補助金」については、通常は補助率1/3のところ、県の作成する避難施設緊急整備計画に記載されるものであれば補助率1/2を受けられるようになった他、県が防災営農施設整備計画を作成できるようになり、これにより屋久島島内における農林水産物の被害を防除するための施設の整備に補助金を活用しながら進めることが可能となりました。今後は、



噴火警戒レベルが2から1に引き下がったことから、これまで調査ができていなかった場所の確認が可能となり、道路等を中心によく復旧方法がまとまりつつあり、口永良部島の被害全容や、道路等の復旧・復興計画を踏まえた整備計画となるよう、県と計画変更の協議を進め、効果的な火山防災対策と地域振興を進めたいと考えております。

最後に、旧支所跡地の利活用と屋久島空港滑走路延伸早期事業化についてであります。

旧支所跡地の利活用については、公共用地をはじめとする未利用資産等の有効活用を推進するため、公共施設等を取り巻く状況や将来の見通し、課題等を把握し、長期的な視点をもって、老朽化の著しい離島開発総合センターの立替えをはじめとする施設の更新・統廃合・長寿命化等に係る計画を管理するための公共施設等再配置のワークショップの委員を町民へ公募し、町内21名の委員で将来に渡る公共施設等の最適な配置検討

を中学校区に分かれ、4回のワークショップを開催し、昨年12月に屋久島町公共施設再配置提言書が取りまとめられ、2月に委員の代表から提言書を頂きました。

また、それと並行して各種団体長で構成する旧支所庁舎跡地利活用等協議会を設置し、これまで2回の協議がなされ、ワークショップからの提言書を基に3月22日に3回目の協議会の開催を予定としており、令和4年度中に基本的な方針を取りまとめることとしております。

なお、今月中に解体が終了します旧尾之間支所跡地の利活用については、民間事業者自らが行う収益事業者を公募型プロポーザル方式で募集した結果、医療法人観音会が「スマートウェルネス屋久島の活動拠点施設整備」で優先交渉事業者として決定されたことから、事業計画に挙げられています施設整備として「屋久島おじゃんせウェルネスセンター」建設に向けて具体的協議を進めており、議会会期中に議員の皆様への報告も考えているところであります。

旧宮之浦支所跡地については、老朽化の著しい離島開発総合センターの移転建て替えを前提に引き続き地域の意見や要望等を集約し、具体的利活用方針を取りまとめることとしております。

次に、屋久島空港滑走路延伸早期事業化に進捗状況であります。

事業化に向けては、平成27年度から県により様々な取組が行われており、令和2年度に、「屋久島空港滑走路延伸基本計画」が策定され、現在、環境影響評価法に基づく手続きや空港施設の基本設計等が行われ、島内の交通事業所等へ駐車スペース案が示され意見交換が行われたところです。

また、事業化に必要な用地取得の同意についても、地権者の約9割の方から得ており、残る用地についても、鋭意交渉が行われているところです。

首都圏等からの直行便の開設ができれば、所要時間は大幅に短縮され、交流人口の更なる拡大や農林水産物及びその加工品の首都圏への迅速な

輸送による地域経済の発展も期待される場所  
です。

本町においては、世界自然遺産登録30周年を契機として「CO2フリーの島」の更なる取り組みを考えており、恵まれた地域資源の活用や交流人口の増加による地域活性化に、関係団体と一体となって積極的に取り組み、観光地の魅力向上や受入体制の充実など早期の事業化に向けて努めているところであり、昨年度は各種団体長、鹿児島県、屋久島町議会の同行を頂き、国土交通省、航空会社への要望活動も重ねてきており、今年度が事業化の重要な年になると思っております。

ジェット機就航による新たな航空路線の開設は、屋久島町民の積年の願いでありますので、議会と連携を密にして取り組む所存でありますので、引き続きご支援をお願いしまして、令和5年度の予算編成方針及び分野ごとの施策の概要説明を終わります。